

一般社団法人日本手外科学会
慶弔規程

1. この申し合わせ事項は、一般社団法人日本手外科学会（以下、本学会という）名誉会員、特別会員、理事、監事及び本学会の発展のために、顕著な貢献が認められた者（本人）を対象とする。
2. 本学会は、名誉会員、特別会員、理事、監事、代議員等が勲位に叙せられたとき、又は死亡のとき、慶弔の意を表するものとする。
3. 物故会員に対して、総会で黙祷をささげるものとする。
4. 祝辞、弔辞又はその打電、供花の内容については、諸般の事情を懸案の上、決定する。
 供花：15,000円から20,000円程度
 弔電：3,500円まで
 香典：30,000円

弔意の基準は下記の通りとする。

	名誉会員	特別会員	理事・監事	代議員	正会員・準会員
供花	○	○	○	-	-
弔電	○	○	○	○	-
参列（代表者）	個別対応			-	-
香典				-	-
弔辞（代表者）				-	-

附 記

1. この規程の変更は理事会において行う。
2. この規程は、平成24年1月8日から施行する。